



しあわせ信州

第66回「暮らしに役立つ法律のはなし」 ～ 10月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「暮らしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

☆ テーマ	人権問題としてのハラスメント ～ セクハラ・パワハラなどをめぐる諸問題 ～
☆ 内容	主に職場におけるセクハラが社会問題として注目される一方、最近ではパワハラも話題とされることが多くなり、その対策が法制化されました。その他マタハラやジェンハラなど、様々な場面での嫌がらせ行為が新語として次々に登場しています。 そこで今回は、これら各種ハラスメントを人権問題として捉え、相談先、被害救済の方法について、弁護士から説明していただきます。
☆ 講師	川島一慶法律事務所 川島 一慶 弁護士
☆ 日時	令和元年10月17日(木) 午後1時30分から3時まで
☆ 会場	南信消費生活センター会議室(飯田市美術博物館隣り)
☆ 参加料	無 料
☆ 申込み	聴講ご希望の方は、南信消費生活センターへ電話(0265-24-8058)、メール(n-shohi@pref.nagano.lg.jp)、またはFAX(0265-21-1703)により、氏名及び居住市町村を記入してお申し込みください。
☆ その他	当法話は原則毎月開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



[長野県は「SDGs未来都市」です]



長野県南信消費生活センター
(所長) 石澤一志 (担当) 松本善彦
電話 0265-24-8058 (直通)
FAX 0265-21-1703
E-mail n-shohi@pref.nagano.lg.jp

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です